

温室効果ガス排出量報告書 2023

環境負荷データ	2022年度
都市ガス使用量 (m ³) ¹	43,800
重油使用量 (kl) ¹	10
ガソリン使用量 (kl) ^{2,4}	271
軽油使用量 (kl) ^{2,4}	70
温水使用量 (GJ) ¹	23
冷水使用量 (GJ) ¹	1,355
電力使用量 (千kWh) ^{1,4}	26,662

温室効果ガス排出量	
CO₂排出量合計 (t)	11,009
Scope1 (直接的排出量) (t) ³	941
都市ガス使用によるCO ₂ 排出量 ¹	98
重油使用によるCO ₂ 排出量 ¹	26
ガソリン使用によるCO ₂ 排出量 ^{2,4}	630
軽油使用によるCO ₂ 排出量 ^{2,4}	188
Scope2 (間接的排出量) (t) ³	10,068
温水使用によるCO ₂ 排出量 ¹	1
冷水使用によるCO ₂ 排出量 ¹	77
電力使用によるCO ₂ 排出量 ^{1,4}	9,989

1. SBI 新生銀行、新生フィナンシャル、アプラス、昭和リース、新生信託銀行、新生証券、新生インベストメント・マネジメント、新生インベストメント&ファイナンス、新生企業投資、新生ビジネスサービスの国内拠点の合計値
2. SBI 新生銀行、新生フィナンシャル、アプラス、昭和リースの国内拠点の合計値
3. 都市ガス、重油、ガソリン、軽油、温水、冷水の利用に伴う CO₂換算については、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく係数を使用、電力は温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における電気事業者別の調整後排出係数の最新値（2021 年度実績値）を使用
4. UDC Finance を含む

※新生インベストメント・マネジメントについては、期中に株式売却により財務上の連結範囲から除外しているが、環境負荷データ・温室効果ガス排出量は 2022 年度末まで集計

※本温室効果ガス排出量報告書 2023 における値は、第三者保証の受審過程での指摘事項の反映により、これまでに公表済みの値と一部異なる。

独立した第三者保証報告書

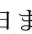
2023年9月22日

株式会社SBI新生銀行
代表取締役社長 川島 克哉 殿

株式会社ESGコンサルティング
大阪市北区芝田一丁目1番4号

代表取締役



当社は、株式会社SBI新生銀行（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した温室効果ガス排出量報告書2023（以下、「GHG報告書」という。）に記載されている2022年4月1日から2023年3月31日までを対象とした「」マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準（以下、「会社の定める規準」という。GHG報告書に記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてGHG報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- GHG報告書の作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内1拠点における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、GHG報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計上の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上